

いわき市農業委員会第36回農地部会議事録

1 開催日時

平成30年6月20日（水）14時10分から15時10分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（20人）

(1) いわき市農業委員会農地部会（14人）

部会長 7番 蛭田 元起

部会長職務代理者 9番 高木 眞一

委員

1番	鈴木 克巳	6番	荒川 光弘	13番	草野 庄一
2番	木村 茂	8番	佐藤 好弘	14番	佐川 良平
3番	大竹 公治			15番	草野 久仁昭
4番	長瀬 紘	11番	小野 勝彦		
5番	飯高 敬一	12番	鈴木 ヒデ子		

(2) 事務局（6人）

太 清光 事務局長

林 克伊 主任主査兼農地調整係長

府川 将人 農地調整係 主査

金成 聡司 農地調整係 主査

石島 大輔 農地調整係 事務主任

西山 諒 農地調整係 事務主任

4 欠席者（1人）

10番 青木 泰榮

5 会議の概要

- 農地部会長
(以下、議長) それでは、只今から第36回農地部会を開催いたします。
本日の通告欠席者は、10番 青木泰榮委員の1名であります。只今15名中、14名が出席しておりますので、本日の部会は「成立」しておりますことをご報告いたします。
- 次に、議事録署名人の選任でございますが、署名人2名を議長指名することに、ご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 ご異議がないようですので、指名いたします。
2番 木村茂委員、3番 大竹公治委員にお願いいたします。
- 審議に入ります前に、5月18日に開催されました「第35回農地部会」、の議案について、訂正がありましたので、事務局より説明をお願いします。
- 林係長 5月18日に開催されました「第35回農地部会」における、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、訂正がございました。
詳細につきましては、担当者から説明いたします。
- 金成主査 5月18日に開催されました「第35回農地部会」の「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」における、番号11番、四倉町の案件について、権利の移動事由を賃貸借と説明しましたが、使用貸借の誤りでしたので、訂正いたします。
- 議 長 それでは、議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、又前月開催されました農政振興部会の報告を事務局から説明をお願いします。
- 林係長 取下げ、訂正、追案等について説明いたします。
「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件ございます。
詳細につきましては議案説明の際、担当者から説明いたします。
外、取下げ、訂正、追案等はありません。
又、農政振興部会については、前月は開催実績がございませんので報告についても、ございません。

以上です。

議 長

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

今回、「議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、11番 小野勝彦委員が該当しております。

小野勝彦委員は、議案審議の際、一時退室願います。

その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

金成主査

議案書3ページをお開き願います。

議案書1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、申請地、錦町、地目は田、面積は997㎡でございます。

権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外2件、3番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、4番、申請地、小川町、地目は田、面積は5,322㎡でございます。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転でございます。

外1件、5番までは贈与による所有権の移転でございます。

今月の3条申請面積は、田12,779㎡、合計も同じく12,779㎡です。

番号1番から5番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は、以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

- まず、勿来地区、お願いいたします。
- 11番小野委員 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
- 8番佐藤委員 番号2番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 続いて、遠野・田人地区、お願いいたします。
- 6番荒川委員 番号3番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 続いて、事務局、お願いいたします。
- 金成主査 番号4番及び5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- (意見なしの声)
- 議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 議長 ご異議なしと認め、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

ついて」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

石島主任

議案書6ページをお開き願います。

説明に入る前に訂正が1件ございます。番号9番の案件につきまして、譲渡人の住所の地番「59」と議案書にはありますが、正しくは「61」ですので修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして説明いたします。

配付しております位置図と意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号1番、申請地は平、登記地目は畑、転用面積は242㎡です。

権利移動事由は、贈与による所有権の移転。転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は東日本大震災発生時に平地区の沿岸区域のアパートに住んでおり、津波の被害を受けました。

現在は応急的な住まいとして平地区の市街地内のアパートに居住しておりますが、譲受人は以前から実家の農業を手伝っていることもあり、実家近くに自己住宅を建築する案件であることから事業実施は確実です。

番号2番、申請地は小名浜、登記地目は畑、転用面積は84㎡です。

権利移動事由は、使用貸借権の設定。転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、当該地の隣地には、もともと譲渡人の住居がありましたが、旧国道6号(現主要地方道小名浜小野線)拡幅ため近隣に転居しました。譲受人は、高齢になる譲渡人の生活を助けるために当該地に住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は1,626㎡です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、製品及び資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、申請人は中部工業団地にて金属加工会社を営んでおりますが、会社の事業拡大により現在の敷

地内に製品及び資材置場を確保することが困難な状況にあります。そこで、当該地を利用したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は1,977 m²です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、宅地造成や店舗出店に関する企画、設計及び施工等を行っていますが、近年、受注件数が増え既存の資材置場が手狭になり資材の保管場所の確保が困難な状況にあります。そこで、当該地を資材置場にしたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は勿来町、登記地目は畑、転用面積は786 m²です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は、高齢で農作業を行うことが困難であり、子も一般企業に就労していることから、農業従事者を確保することが困難な状況です。農地の荒廃化を防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,345 m²です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢で農業を行っていくことが困難になり、後継ぎもいないことから、当該地は不耕作であり、原野化していく土地の管理について悩んでおりました。

また、東日本大震災後、譲渡人は福島県の再生エネルギー推進政策に共感を持っていたこともあり、当該地周辺の地権者の迷惑にならないよう、太陽光発電設備の敷地として土地を活用する案件であることから、事業実施は確実です。

番号7番、申請地は好間町、登記地目は田、転用面積は1,221 m²です。

権利移動事由は、賃借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は母親と農業を営んでおりましたが、母は高齢のため農作業が困難になりました。譲渡人は会社勤めをしているため、農業の経営規模を縮小しており、農業

従事者を確保もできないことから当該地は不耕作です。そこで太陽光発電設備の敷地として当該地を有効活用したい案件であることから、事業実施は確実です。

番号 8 番、申請地は三和町、登記地目は畑、転用面積は 1,901 m²です。

権利移動事由は、貸借権の設定。転用目的は、太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢のため、農作業が困難になり、農業従事者を確保することができないことから、当該地を休耕畑としております。そこで農地の荒廃化を防止するため、太陽光発電設備を設置したいという案件であることから、事業実施は確実です。

番号 9 番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は 484 m²です。

権利移動事由は、売買による所有権の移転。転用目的は、駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は宗教法人を経営しておりますが、譲受人の所有地には駐車場が無く、不便を強いられておりました。隣地の当該農地を利用することにより問題解決を図る案件であることから事業実施は確実です。

番号 10 番、申請地は大久町、登記地目は畑、転用面積は 314 m²です。

権利移動事由は、売買による所有権の移転。転用目的は、資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は建築工事会社を経営しておりますが、本店所在地に加工作業所が無く、現在は大久町地内の土地を借りて加工作業所としております。加工に必要な資材につきましては加工作業所内に保管しておりますが、十分な面積を確保できておりません。そのため、新たな資材置場を確保する案件であることから事業実施は確実です。

番号 11 番、申請地は小川町、登記地目は畑、転用面積は実測値 351.43 m²です。

権利移動事由は、使用貸借権の設定。転用目的は、自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人世帯は現在、内郷地区の賃貸住宅で生活しておりますが、子供が成長するにつれて、生活するには手狭になりました。そこで、譲受人の妻の実家である譲渡人世帯の住居に同居させてもらうことも考えましたが、世帯員数を

考えると手狭であり、お互いのプライバシーの確保が困難です。しかし、譲受人世帯と譲渡人世帯が近距離にあれば夫婦共働きである譲受人世帯の子を譲渡人世帯に預かってもらったり、譲渡人世帯が高齢であるため不測の事態にすぐ対応できたりする等のメリットがあります。そのため、一戸建て住宅を譲渡人世帯の住宅付近に建築する案件であることから事業実施は確実です。

なお、番号12番につきましては現場事務所、資材仮置き場、駐車場、13番につきましては、鉄塔周辺工事用地としての一時転用案件になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上13件、面積は田6,725㎡、畑7,403.54㎡、合計14,128.54㎡となります。説明は以上です。

- | | |
|---------|--|
| 議 長 | 只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。まず、平2区、お願いいたします。 |
| 石島主任 | 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |
| 議 長 | 続いて、小名浜・常磐地区、お願いいたします。 |
| 14番佐川委員 | 番号2、3、4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |
| 議 長 | 続いて、勿来地区、お願いいたします。 |
| 11番小野委員 | 番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |
| 議 長 | 続いて、内郷・好間・三和地区、お願いいたします。 |
| 15番草野委員 | 番号6、7、8番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。報告は以上です。 |

- 議 長 続いて、四倉・久之浜・大久地区、お願いいたします。
- 8番佐藤委員 番号9、10番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、小川・川前地区、お願いいたします。
- 13番草野委員 番号11番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 続いて、事務局からお願いいたします。
- 石島主任 番号12、13番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。
- 議 長 只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。
- (意見なしの声)
- 議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
- 議 長 (異議なしの声)
- ご異議なしと認め、「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり可決いたします。
次に、「議案第3号 いわき市農用地利用集積計画について」事務局より説明をお願いします。
- 林係長 (議案書朗読)
詳細につきましては、担当者が説明いたします。
- 西山主任 議案書9ページをお開き願います。

農用地利用集積計画第4号から第6号の内容について説明いたします。

第4号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により、買取、一時保有する事案でございます。

実施地区は、勿来。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積、田1,224㎡となっております。

第5号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は、平、勿来、四倉。

借り手1名、貸し手71名、対象筆数、田308筆、面積、田311,486㎡となっております。

第6号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は、田人。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田4筆、面積、田3,957㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第4号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年6月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、沼部町外1筆、現況地目、田、面積1,224㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第5号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年6月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、平外4筆、現況地目、田、面積11,172㎡、外70件、詳細につきましては、記載のとおりです。

議案書23ページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第6号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年6月29日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地利用権設定個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は、田人町外3筆、現況地目、田、面積3,957㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、第4号から第6号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上です。

議長 只今、事務局より、議案第3号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

議長 農用地利用集積計画、平成30年度第6号の農用地利用権設定個人別表に関して、利用目的がケナフとなっておりますが、ケナフとは何ですか。

西山主任 ケナフとは繊維を目的に栽培される植物です。木材パルプの代替資源として使用されております。

4番長瀬委員 議案第3号と直接の関係はないのですが、第15期農業委員会最後の農地部会となりますので、質問させていただきます。

農地法面における除草に関して、農業知識の無い者が安易に道路に接している法面に除草剤を使用している。雑草の根も枯れてしまい、法面が崩れ、苦慮している。舗装部分から30cmは除草剤を使用せず草刈りで対応するようにできないものか。

林係長 農道であれば農地課、市道であれば道路管理課の所管となり、実害があれば関係部署に連絡の上、対応を行います。

除草剤の使用に関しては、今後の課題として問題解決に努めて参りたいと考えます。

13番草野委員 最近は農地用の除草剤でなく非農地用の強力な除草剤が増えており、農業の知識が無い人が分らずに使ってしまっていることがあります。ただし、除草剤の使用の制限については農業委員会による活動の範疇を超えていると思われるので、段階を経て、関係機関に訴えていくことが必要ではないでしょうか。

6番荒川委員 地区によっては、区長からの連絡で除草剤を使用せず草刈りを行うようにしている事例もあると聴いています。

農業委員会では、農業委員会だよりを発行しているので、除草剤の使用を控え草刈りを行うよう啓発する記事を掲載する方法が考えられるのではないのでしょうか。

議長 そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、「議案第3号 いわき市農用地利用集積計画について」原案のとおり可決いたします。

次に、「議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、11番 小野勝彦委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしくお願ひします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

林係長 (議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任 議案書27ページをお開き願ひします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によ

り、いわき市が作成しました農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたためお諮りするものです。

番号1番、土地の所在は、平、現況地目、田、面積、田619㎡、外26件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画（案）は平成30年5月18日に開催しました第35回農地部会で可決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものの外、先ほど可決されました「議案第3号 いわき市農用地利用集積計画について」に基づくものであります。

これは、年内の借賃の支払いを行うためには6月までに農用地利用配分計画の意見の決定を行う必要があり、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、以前に説明した通り、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、「議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について」原案のとおり可決いたします。

それでは、小野勝彦委員、入室願います。

次に、「議案第5号 現況確認証明願いについて」事務局より説明をお願いします。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

金成主査

議案書31ページをお開きください。

現況確認証明願いについて説明いたします。

番号1番、申請地は内郷、登記地目は畑、現況は山林、面積は1,414㎡でございます。

事由は、申請地は、昭和35年頃より造園業に伴う植木類の養生場敷地として利用してきたが、平成3年頃の造園業の廃止に伴い放置され、樹木等が繁茂したことで山林化し、現在に至っております。

以上1件、面積は、畑1,414㎡、合計も1,414㎡となります。

説明は以上です。

議 長

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。

ここで現地調査時の意見等の報告をお願いいたします。

内郷・好間・三和地区、お願いいたします。

15番草野委員

番号1番の事案について、現地を調査した結果、特段問題ありませんでした。

報告は以上です。

議 長

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。

(意見なしの声)

議 長

ご意見なしとの声がありますのでお諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認め、「議案第5号 現況確認証明願いについて」原案のとおり可決いたします。

次に、「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書の33ページをお開き願います。

農地法第4条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は好間町、登記地目は田、面積は971㎡、転用目的は集合住宅建築のため、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年6月1日、受理年月日は平成30年5月7日でございます。

外1件ございました。

転用面積は、田2,765㎡、畑0㎡、合計2,765㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

議案書の35ページをお開き願います。

農地法第5条届出について、説明いたします。

番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は255㎡、転用目的は自己住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成30年7月1日、受理年月日は平成30年5月7日でございます。

外17件ございました。

転用面積は、田4,014.39㎡、畑2,630.64㎡、合計6,645.03㎡でございます。

以上を事務局長が専決処分しましたので、報告いたします。

議長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知につい

て」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

金成主査

議案書の40ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。

1番、土地の所在地は四倉町、現況地目は田、面積は2,016㎡でございます。

土地の引渡し時期は平成30年5月23日でございます。

外7件、田28,874㎡、合計も28,874㎡でございます。

以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありましたので報告いたします。

議 長

以上、事務局説明のとおり、合意解約でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」事務局より説明を願います。

林係長

(議案書朗読)

詳細につきましては、担当者が説明いたします。

西山主任

それでは、議案書の43ページをお開き願います。

相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明いたします。

5月中には1件の証明願がありました。

面積は、田1,382㎡、畑4,653㎡、合計6,035㎡になります。

審査の結果、租税特別措置法第70の6第1項に規定する適格者であると判断し、証明書を交付いたしました。

以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

次に、「報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について」事務局より説明を願います。

林係長	(議案書朗読) 詳細につきましては、担当者が説明いたします。
西山主任	<p>それでは、議案書の45ページをお開き願います。</p> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明いたします。</p> <p>5月中には1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。</p> <p>面積は、畑459㎡、合計も459㎡になります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付いたしました。</p> <p>以上につきまして、事務局長が専決処分しましたので、ご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、皆様から、その他について何かございませんか。</p>
西山主任	<p>平成30年5月18日に開催された第35回農地部会における、「議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」において、13番 草野庄一委員より番号4番の借り手の法人代表者の年齢について質問があり、後日の回答とさせていただきますところですが、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、本日の審議等は、全て終了いたしましたので、第36回農地部会は、これをもちまして閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>